

知っておきたい 保険のはなし

vol.18

高額療養費制度が変わりました！

「公的保証を知って得する!!医療保障の備え方」

家計への医療費負担が重くならないようにと、所得によって決められている自己負担限度額を超える部分を、社会保障として払い戻しされる「高額療養費制度」が、今年1月に改正されたことをご存知でしょうか？

今回の改正ポイントは、70歳未満の方の「高額療養費制度」の自己負担額が変わるといっています。

年収約370万円未満（標準報酬月額26万円以下で住民税課税者）の方は、改正前の1ヶ月あたりの負担額が8万1000円＋（医療費－26万7000円）×1%だったのに対して、5万7600円と負担が減ります。おおよそ、2万2500円程度1ヶ月の負担が減る計算となります。

しかし、年収約770万円以上（標準報酬月額53万円以上）の方は、改正前の1ヶ月あたりの負担額が15万円＋（医療費－50万円）×1%だったのに対して、年収約770万円～1160万円（標準報酬月額53万円～79万円）の方が、16万7400円＋（医療費－55万8000円）×1%、年収約1160万円以上（標準報酬月額83万円以上）の方が、25万2600円＋（医療費－84万2000円）×1%と負担が増えます。おおよそ、1ヶ月1万7400円程度↓

10万2000円程度の負担増となります。

よって医療保険の入院給付金を増額することや、家計の見直し、積立を始めるなど、入院中の負担増と収入減に備える仕組みを作ることをお薦めします。

ちなみに「高額療養費制度」を最大限に活用するコツが2つあります。月初めから月末までの医療費が「高額療養費制度」を計算する基礎となりますので、計画的な入院が可能であれば、月をまたいで退院することのないように入院日を設定してください。また、高額な医療費が掛かると予測される場合は、入院前もしくは退院前に「限度額適用認定証」を入手しておくことにより、退院時に自己負担限度額のみを支払いで済みますことができます。

私は地元諏訪にて23年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を適して皆さまの生活のお役に立てる機会ができたことに心より感謝申し上げます。

保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報をご案内できれば幸いです。



アストのほけん
(株)アスト・コンサルティング
代表取締役 松澤 毅